

だざいふ 認可保育所

入所案内

—平成24年度版 新規申込用—

[平成24年4月～平成25年3月]



太宰府市 健康福祉部 子育て支援課 保育所担当

〒818-0198 太宰府市観世音寺1丁目1番1号

TEL 092-921-2121

FAX 092-921-3667

Eメールアドレス kosodate@city.dazaifu.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.dazaifu.lg.jp>

保育所とは

保育所は、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育をすることを目的とする児童福祉施設です。

朝早くから夕方遅くまで保育所で過ごす子ども達にとって、家族と過ごすことは貴重です。特に土曜日など仕事がお休みのときは家庭での保育をお願いします。



保育所に入所できる人

太宰府市内に居住し、保護者（両親および同居の親族その他の者を含む）が次のいずれかに該当している、生後50日以上就学前までのお子さんです。

- ① 自宅外で仕事をしていること
(勤務時間 月16日以上・1日4時間以上)
- ② 自宅内で子どもと離れて日常の家事以外の仕事をしていること
(就労時間 月16日以上・1日4時間以上)
- ③ 妊娠中または出産後間もないこと (産前8週<ならし保育期間を含む>産後8週)
- ④ 病気または障害があること ↳多胎児の場合は、産前14週
- ⑤ 同居親族等の介護を行っていること
- ⑥ 震災、風水害、火災等の復旧にあたっていること
- ⑦ その他、上記に類する事情があること

市内認可保育所の所在地・開所時間

(平成24年4月1日予定)

	保育所名	所在地	定員	電話番号	開所時間	延長保育
公立	五条保育所	五条一丁目18番35号	90名	922-6860	平日 7時00分	平日のみ
	南保育所 (公設民営)	朱雀二丁目3番3号	90名	925-5503	~18時00分	18時00分
私立	保育所太宰府園	白川2番5号	90名	922-4611	土曜日 7時00分	~19時00分
	水城保育園	長浦台二丁目4番11号	90名	924-8493	~16時00分	【1歳以上の児童】
	星ヶ丘保育園	高雄一丁目3789番地5	150名	923-5525	【土曜日は勤務状況により18時まで可能です。事前にその必要性確認のため、入所決定後、各園に申込手続きをお願いします。】	
	筑紫保育園	大字吉松44番地3	90名	923-7333		
	おおざの保育園	大字大佐野2番地2	110名	919-5110		
	都府楼保育園	通古賀三丁目7番1号	110名	923-0516		
	こくぶ保育園	国分一丁目15番12号	120名	928-2020		

※「現地見学」をする場合、必ず事前に電話連絡してください。

入所の申込み

◆書類配布

平成23年11月16日（水）から、保育所入所申込みに必要な書類を配布します。
なお、申込み期間内までに勤務先から証明を受けるなど、準備をお願いします。

◆配布場所

太宰府市役所子育て支援課窓口
太宰府市ホームページからのダウンロード

◆申込み期間・場所

平成23年12月13日（火）～平成24年1月13日（金）

受付時間：8時30分～17時00分

申込み場所：太宰府市役所2階 子育て支援課



※郵送での申込みは、受け付けません。

※ 年度途中に入所を希望される場合も、この期間にお申込みください。

※ まだ出生されていない児童の申込みもできます。

（氏名欄には「未出生」、生年月日欄に「出産予定日」を記載してください。）

※ 入所後、集団生活への適応等を目的として、通常の保育時間を短縮して「ならし保育」が実施されます。期間は通常1～2週間程度です（個人差がありますので期間が延びることもあります）。職場に復帰する方や、就業日が確定している方については、復帰（就業）予定日から前に最大1ヶ月の範囲内でならし保育期間として入所申請が可能です（ならし保育期間中も保育料はかかります）。ただし、4月1日から職場復帰・就業予定で3月から「ならし保育」を希望される場合、入所定員の関係で、例年、3月からの入所が困難になっています。この場合、4月上旬がならし保育期間となりますので、ご了承ください。

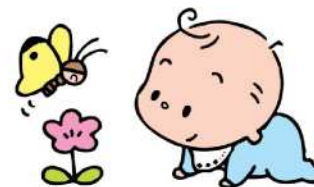
※ 太宰府市に転入予定の方も申し込むことができます。ただし、入所が決定した場合、入所日までに住民票を太宰府市に異動することが条件となります。

※上記期間に申し込みした場合でも、定員の都合で希望の保育所へ入所できない場合や、空き待ちになる場合もあります。

※平成24年1月13日（金）を過ぎても随時入所受付は行いますが、上記期間に申込みを受付した児童の後に、入所調整を行いますので、ご了承ください。

◆提出書類（※この「入所案内」もお持ちください。）

- (1) 保育所入所申込書
- (2) 誓約書
- (3) 家庭で児童の保育ができないことがわかる証明書



【必要な方】①入所児童の父母
および

②入所児童と同居（2世帯住宅も含む）の21歳以上64歳以下の親族等
（昭和23年4月2日以降生まれ～平成4年4月1日以前生まれの方）

証明書の種類		提出する人	市記入欄（ ）
在職証明書		正規雇、パート	父・母・祖父・祖母 その他（ ）
自営証明書		自営業	父・母・祖父・祖母 その他（ ）
内職証明書兼報酬支払証明書		内職	父・母・祖父・祖母 その他（ ）
在学証明書		学生	父・母・祖父・祖母 その他（ ）
母子健康手帳のコピー （分娩予定日記載欄）		出産で預ける	母
病気療養・看護（介護）従事等申立書 ※下記添付書類が必要		病気療養中、看護（介護）に従事している	父・母・祖父・祖母 その他（ ）
※添付書類	診断書	病気療養中、看護に従事している （治療期間の記載が必要）	父・母・祖父・祖母 その他（ ）
	介護保険証及び ケアプランのコピー	介護に従事している	父・母・祖父・祖母 その他（ ）
採用見込証明書		仕事が内定した	父・母・祖父・祖母 その他（ ）
求職活動申立書		求職活動中	父・母・祖父・祖母 その他（ ）

※保育所は、兄弟姉妹児同時入所が原則です。

ただし、入所希望児以外の就学前兄弟姉妹児が下記事由により別途保育が可能な場合のみ入所が可能になります。この場合は、「保育状況申立書」の提出をお願いします。

- (ア) 職場の託児所《自営業の事業所を含む》で保育可能な場合
- (イ) 別居の親族に預けることが可能な場合
- (ウ) 病気・障害のため家庭保育が必要な場合
- (エ) 他施設に預ける場合



- (4) 保育料を決定するための書類<<父・母分。父母に収入がない場合は、同居者分も必要>>
平成23年分の収入に対する所得税額のわかるもの

提出書類	提出する人	市記入欄 ()
平成23年分確定申告書受付済(控)の コピー	確定申告をした	父・母・祖父・祖母 その他 ()
平成24年度市県民税申告書受付済 (控)のコピー	市県民税申告をした	父・母・祖父・祖母 その他 ()
平成23年分の源泉徴収票のコピー (年末調整を終えたもの)	給与所得者で申告をしない	父・母・祖父・祖母 その他 ()
※年末調整を済ませていない場合は、保育料が高額になることがあります。		

【注意】 次の要件に該当する人は、下記書類が別途必要になります。

(ア) 平成23年分の収入に対して所得税額が「0円」

《※住宅取得控除等の税額控除を受ける場合は、その控除を受ける前の税額》
かつ

(イ) 平成23年1月1日現在、太宰府市に居住していなかった

提出書類	提出する人	市記入欄 ()
平成23年度市県民税課税(非課 税)証明書	上記(ア)と(イ)両方に該当	父・母・祖父・祖母 その他 ()

◆提出期限

- (1) 保育所入所申込書
- (2) 誓約書
- (3) 家庭で児童の保育ができない
ことがわかる証明書

平成24年1月13日(金)
子育て支援課窓口^{に提出(郵送不可)}

※入所を決定するための書類となるため、
上記3つの書類が全て揃わない場合は受付できません。

(4) 保育料を決定するための書類 → 平成24年2月29日(水)
子育て支援課に提出(郵送可・要必着)

※確定申告のため期限に間に合わない場合は、
申告後できるだけ早く提出してください。

入所決定

◆一次審査

平成24年1月13日(金)までに(1)「保育所入所申込書」(2)「誓約書」
(3)「家庭で児童の保育ができないことがわかる証明書」を提出した児童が一次審査の対
象となります。

提出された書類で確認がとれない場合や疑義がある場合は、追加資料の提出をお願いし
ます。また、勤務先等への電話や書面による調査、面接等を行う場合がありますので、ご
了承ください。

※平成24年1月13日(金)を過ぎて申込みをした児童は、一次審査の対象にはなり
ません。

◆審査基準

最優先	<p>☆幼児虐待等により緊急性を要するとき</p> <p>☆災害により家屋が被害を受け、復旧作業のため保育ができないとき</p> <p>☆母子、父子家庭で保育ができないとき</p> <p>☆出産のとき（産前8週 [多胎児14週]、産後8週）</p>
優先順位	<p>優先順位が高い</p> <p>↑</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保護者が長期入院又は障害等により昼間の保育ができない場合 ◆保護者、同居親族等の勤務日数、勤務時間が長い場合 ◆兄弟姉妹児が既に在園している場合 ◆入所する児童が以前も太宰府市の認可保育所に入所し、再度入所する場合（産前産後による入所を除く。） <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保護者、同居親族等の勤務日数、勤務時間が短い場合 ◆兄弟姉妹児が幼稚園に在園している場合 ◆内定は出たが、まだ在職していない場合 ◆現在求職中で、仕事が決まっていない場合 <p>優先順位が低い</p>
対象外	<p>(1) 保育所入所申込書</p> <p>(2) 誓約書</p> <p>(3) 家庭で児童の保育ができないことがわかる証明等</p> <p>上記資料が全て揃っていない場合</p>

◆障がいのある児童の審査について

入所基準を満たしている場合、集団の中での保育が可能か判定するために、面接を実施します。

その結果、集団での保育が困難な児童や医療看護等が必要な児童は、入所できない場合がありますのでご了承ください。

◆審査結果

一次審査対象者には、2月下旬に文書で通知します。



◆二次審査

平成24年1月13日（金）を過ぎて申込みをした児童は、二次審査の対象となります。一次審査対象児童を入所案内した後の審査となりますので、定員に余裕のある場合に、優先度の高い児童から案内します（※例年、一次審査対象者で定員は超えてしまいます）。

申込受付：随時

審査日：3月から、毎月1日、16日（土・日・祝日の場合、その前の開庁日）

審査対象：入所希望日が審査日から2ヶ月以内の児童

審査結果：入所可能な場合にのみ電話で連絡

保育料

◆保育料の決定方法

① 家庭の前年の所得税額等

《父および母の合計額。父・母の所得税額が「0円」の場合は、その他の扶養義務者（祖父母等）の合計額が対象になる場合があります。》

② 入所する児童の年齢（平成 24 年 4 月 1 日現在）

◆納付方法

①「口座振替」による銀行口座からの引き落とし

※口座振替を希望される方は「口座振替依頼書」の提出をお願いします。

依頼書は子育て支援課にあります。

②「納付書」による金融機関での窓口払い

できるかぎり「口座振替」での
支払いをお願いいたします

◆延長保育

保育料と別に延長保育料が必要となります。保育所（園）への直接支払いとなります。

【満 1 歳から利用可能】

月極 3,000円

臨時（1日単位） 500円



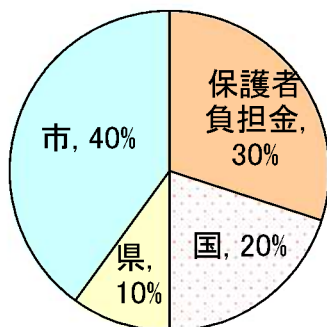
◆保育料減免について

平成 21 年度から減免の制度ができました。災害を受けたため、または病気やその他の事情で会社を休業または失業したため、平成 24 年の所得が前年に比べ大きく減少（3/10 以上）し、保育料の支払いが困難な方が対象となります。相談は子育て支援課までお願いします。

◆保育費用の負担割合

保育所でお子さんを保育するための経費のうち、保育料が占める割合は 30% で、残りの 70% は税金（国、県、市）によってまかなわれています。（平成 22 年度決算から）

保育費用割合



保育料を滞納されると、他の納税者の負担を大きくすることになります。保育料は、お子さんが日々の健やかな保育所生活を送るために、なくてはならない経費の一部として使われています。保育料は期限までに確実に納付していただきますよう、お願いいたします。

入所後のお願い

◆就労等調査

保育所入所後における就労状況等の再確認のために「就労等調査」を 6 月に実施します。再度、「家庭で児童の保育ができないことがわかる証明書」の提出をお願いすることになりますので、ご了承ください。

◆お仕事等がお休みのときのお願い

いつも朝早くから夕方遅くまで保育所で過ごす子ども達にとって、家族と過ごすことはとても貴重な時間です。お休みのときは、子供達とのふれあいを大事にしてください。

◆土曜日の保育について

土曜日は勤務状況により 18 時まで可能です。事前にその必要性確認のため、各園に申込手続きをお願いします。

※土曜日の就労状況は、市に提出された在職証明書等で確認します。

◆保育料を決定するための書類(源泉徴収票や確定申告のコピー等)を提出後、所得税額等が変更になったとき

変更内容によっては、入所時にさかのぼって保育料の変更が生じる場合がありますので、連絡をお願いします。

◆保護者が仕事を辞めたとき

仕事を辞め、未就労となった場合は、退所となります。

ただし、前職を辞めてから2ヶ月以内に次の職に就業できる場合は、継続入所を認めています。この場合、「在職証明書(採用見込証明書は不可)」を2ヶ月以内に必ず提出してください。

◆「保護者等の病気」を理由に入所し、病気が治癒したとき

家庭で児童の保育ができないことがわかる証明書として提出された「診断書」の治療期間を経過した時は、退所となります。

ただし、治療期間が延長になる場合、延長前に再度「診断書(延長期間が記載されたもの)」を提出された場合は、継続入所が可能となります。

◆「妊娠中または出産後間もないこと」を理由に入所した児童の母が出産したとき

出産した児童の誕生日をお知らせください(通所している保育所で可)。

産後8週間(誕生日は産前に含みます)を経過した時は、退所となります。

◆育児休業を取得された場合(入所後に第2子等を出産した場合)

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定されている育児休業を取得された場合は、退所となります。

ただし、4歳児および5歳児クラスに在籍する児童については、以下の要件を満たせば育児休暇中も継続入所可能です。

(ア) 在職証明書の「産休・育休取得(予定)」欄に、育児休業期間が明記されていること

(イ) 保育料の未納がないこと

【育児休業とは】・・・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」より

◆雇用形態

労働者(日々雇用される者を除く)が対象となります。また、期間雇用者(実質的に期間の定めのない契約と同じであれば対象となる)については次の2つの両者を満たす者が対象となります。

1. 同一事業主に引き続き1年以上雇用されている
2. 子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる(子が1歳に達する日から1年以内に労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く)

◆期間

育児休業は、子が1歳に達するまでの間に取得することができます。産後休業期間(出産日の翌日から8週間)は含みません。ただし、次のいずれかの事情がある場合には、1歳6か月まで取得できます。

1. 保育所に入所を希望し、申込みをしているが、入所できない場合
2. 子の養育を行っている配偶者が、やむを得ない事情で養育が困難となった場合

◆市外へ転出するとき

退所となります。ただし、転出日から1ヶ月以内まで通園可能です。

◆保育所入所後、家庭で保育できる状況となったとき

退所となります。

※退所になるときは、「退所届」の提出をお願いします。

